



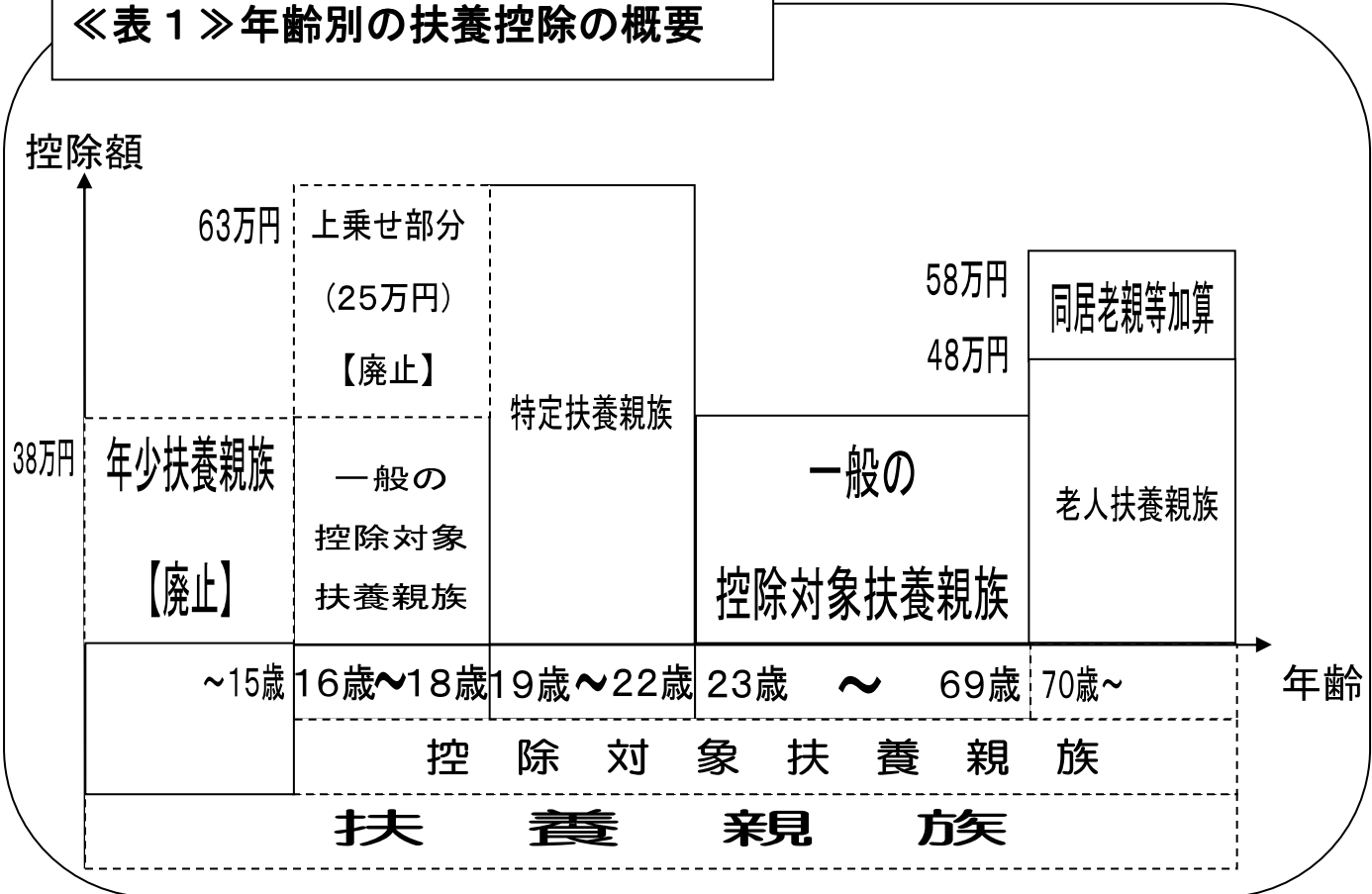
来年(平成23年)から扶養控除の見直しが行われます

～「平成22年度の税制改正により、平成23年分の給与の源泉徴収事務について改正が行われます」～

I. 扶養控除の見直しが行われました。

- 年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。
これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」といいます。）とすることとされました。（下記表1参照）
- 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は、38万円とすることとされました。
これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。（下記表1参照）。
- 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて、税額を算出することとされました。
- これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与について適用されます。

《表1》年齢別の扶養控除の概要



表面、《表1》の扶養控除について、改正後は以下のように変更されます。

表2【改正後の扶養控除額】

区分		控除額	
扶養控除	一般の控除対象	～15歳	380,000→0 (年少扶養控除の廃止)
	扶養親族	23歳～69歳	380,000→380,000 (変更なし)
	特定扶養親族	16～18歳	630,000→380,000 (特定扶養控除 上乘せ分廃止)
		19～22歳	630,000→630,000 (変更なし)

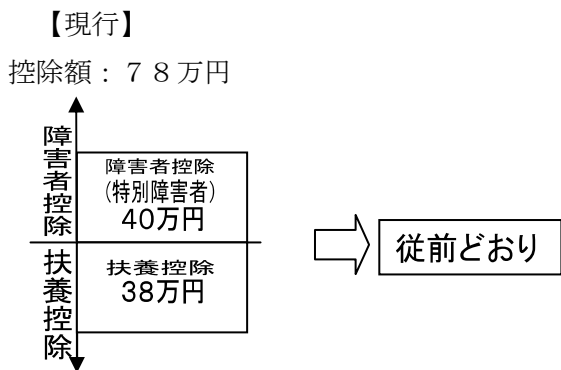
II. 同居特別障害者加算の特別措置が改組されました。

- (1) 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円(特別障害者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加算した額)とする制度に改められました。(下記表3参照)
- (2) 給与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当するごとに扶養親族の数に1人を加えて計算します。
- (注) 年少扶養親族の人数については、扶養親族等の数に加えないことになります。
- (3) これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与について適用されます。

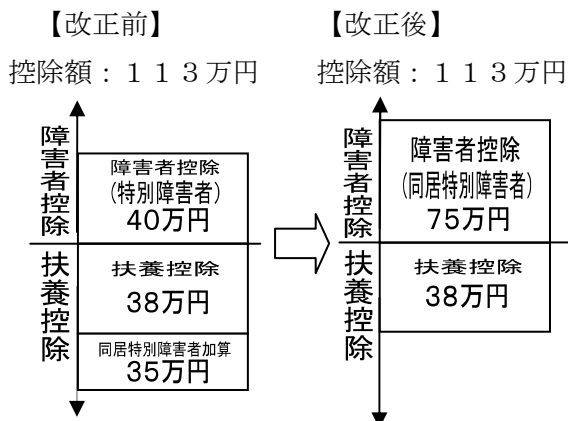
表3【障害者控除の概要】

○一般の控除対象扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合

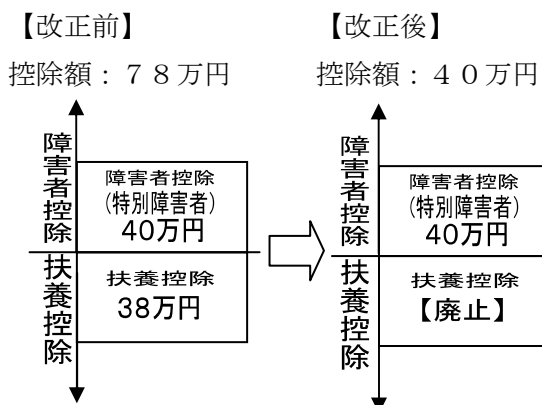


2 同居特別障害者の場合



○年少扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合



2 同居特別障害者の場合

